

△招 集

川越地区消防組合告示第八号

平成二十九年川越地区消防組合議会第三回臨時会を次のとおり招集する。

平成二十九年六月二十三日

川越地区消防組合管理者

川 合 善 明

一 日 時 平成二十九年六月三十日 午後一時

二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

三 付議事件

- (一) 救急工作車の取得について
- (二) 消防ポンプ自動車の取得について

△会 期

平成二十九年六月三十日 一 日 間

△議事順序

午後一時開会

- 一、日程第一については、会期を一日間と定める。
- 二、日程第二、第三については、補欠選挙により当選した議員の議席の指定及び議席の一部変更並びに特別委員の選任を行う。
- 三、日程第四、第五については、議案提出書を公表し、地方自治法第二百二十条第一項の規定による出席者を報告する。
- 四、日程第六、会議録署名議員指名については、
小 峯 松 治 議員
吉 野 郁 恵 議員 を指名する。
- 五、日程第七以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順序により審議を行う。
この予定は、時間延長しても終了する。
以上をもって第三回臨時会を閉会する。

△議事日程

平成二十九年六月三十日 午後一時開議

- 日程第一 会期決定について
- 日程第二 議席の指定及び一部変更について
- 日程第三 選任第二号 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員の選任について
- 日程第四 議案提出書の公表について
- 日程第五 地方自治法第二百二十一条第一項の規定による出席者の報告について
- 日程第六 会議録署名議員指名について
- 日程第七 議案第五号 救助工作車の取得について

日程第八 議案第六号 消防ポンプ自動車の取得について

△議場に出席した議員（二三人）

- | | |
|---------------|---------------|
| 第一番 菊地 敏昭 議員 | 第二番 飯野 徹也 議員 |
| 第三番 小峯 松治 議員 | 第四番 小林 薫 議員 |
| 第五番 吉野 郁恵 議員 | 第六番 桐野 一忠 議員 |
| 第七番 明ヶ戸亮太 議員 | 第八番 柿田 有一 議員 |
| 第九番 高橋 剛 議員 | 第一〇番 関口 勇 議員 |
| 第一一番 小野澤康弘 議員 | 第一二番 小ノ澤哲也 議員 |
| 第一三番 片野 広隆 議員 | |

△欠席議員（なし）

△地方自治法第二百二十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

- | | |
|----------|-----------|
| 管理者 | 川 合 善 明 |
| 副管理者 | 飯 島 和 夫 |
| 〃 | 栗 原 薫 |
| 会計管理者 | 樋 口 紀 子 |
| 消防局長 | 高 野 春 雄 |
| 次 長 | 澤 田 英 司 |
| 〃 | 岸 田 隆 |
| 〃 | 比 留 間 富 雄 |
| 川越北消防署長 | 岸 康 弘 |
| 川越中央消防署長 | 安 田 勇 次 |
| 川越西消防署長 | 吉 田 和 広 |
| 川島消防署長 | 吉 田 敏 行 |

総務課長 谷島忠雄
予防課長 橋本丈夫
警防課長 志村和宏
救急課長 秋山浩利
指揮統制課長 程島秀二

△議場に出席した職員

書記長 田宮修
書記 佐藤喜幸
〃 武笠浩
〃 青柳慎次郎

△開 会（午後一時七分）

○小林 薫議長 出席議員が定足数に達しておりますので、平成二十九年川越地区消防組合議会第三回臨時会の議会は成立しております。

これより開会いたします。

○小林 薫議長 直ちに会議を開きます。

御報告申し上げます。去る六月二十一日、吉田光雄議員から一身上の都合により川越地区消防組合議員を辞職をしたい旨の願いが提出されましたので、地方自治法第二百九十二条の準用規定及び同法第二百六条ただし書きの規定により同日これを許可いたしました。これにより川越市議会において六月二十八日に組合議会議員の選挙が行われ、桐野忠議員が当選されましたので報告いたします。

以上で報告を終わります。

△日程第一 会期決定について

○小林 薫議長 日程に入ります。日程第一、会期決定についてを議題といたします。お諮りいたします。川越地区消防組合議会第三回臨時会の会期を本日一日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、本組合議会第三回臨時会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議席の指定及び一部変更について

○小林 薫議長 日程第二、議席の指定及び一部変更についてを議題といたします。今回新たに当選されました桐野忠議員の議席は、会議規則第一条によりその例によることとされた川越市議会会議規則第四条第二項の規定により、議長において指定いたします。

桐野忠議員は議席番号十番に指定いたします。

続いて、今回新たに当選されました議員の議席の指定に関連し、会議規則第一条によりその例によることとされた川越市議会会議規則第四条第三項の規定により、議席の一部を変更したいと思います。

その議席番号及び氏名を書記をして朗読いたさせます。

（武笠 浩書記 朗読）

第六番、桐野忠議員、第七番、明ヶ戸亮太議員、第八番、柿田有一議員、第九番、高橋剛議員、第十番、関口勇議員。

以上です。

○小林 薫議長 お諮りいたします。ただいま朗読いたしましたとおり議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま朗読いたしましたとおり議席の一部を変更することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後一時十分 休憩

午後一時十一分 再開

△日程第三 選任第二号 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員の選任につ

いて

○小林 薫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第三、選任第二号、消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員の選任についてを議題といたします。

選任第二号

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会委員の選任について

川越地区消防組合議会特別委員会条例第二条の規定によりその例によることとされる川越市議会委員会条例第八条第一項の規定により、消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会委員一人の指名を行う。

平成二十九年六月三十日提出

川越地区消防組合議会議長 小林 薫

○小林 薫議長 お諮りいたします。本件選任については、特別委員会条例第二条によりその例によることとされた川越市議会委員会条例第八条第一項により、桐野忠議員を消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員に指名したいと存じます。御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり桐野忠議員を消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員に選任することに決定いたしました。

△日程第四 議案提出書の公表について

○小林 薫議長 日程第四、議案提出書の公表についてを議題といたします。

管理者より議案提出書が送付されましたので、書記をして朗読いたさせます。

(武笠 浩書記 朗読)

川消総発第三九二号

平成二十九年六月三十日

川越地区消防組合議会議長 小林 薫様

川越地区消防組合管理者 川合善明

議案の提出について(通知)

平成二十九年本組合議会第三回臨時会に、次の議案を提出いたします。

記

一 救助工作車の取得について

二 消防ポンプ自動車の取得について

○小林 薫議長 以上で公表を終わります。

△日程第五 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

○小林 薫議長 日程第五、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

管理者より通知のありました出席者につきましては、配布しておきましたので御了承願います。

川消議会議第二一号

平成二十九年六月二十三日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 小林 薫

出席要求書

救急課長 秋山浩利
指揮統制課長 程島秀二

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、六月三十日午後一時開会の川越地区消防組合議会第三回臨時会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第三七六号

平成二十九年六月三十日

川越地区消防組合議会議長 小林 薫 様

川越地区消防組合管理者 川合善明

出席通知書

要求により、平成二十九年本組合議会第三回臨時会に、別紙の者が出席します。

吉野 郁 恵 議員
を指名いたします。

△日程第七 議案第五号 救助工作車の取得について

○小林 薫議長 日程第七、議案第五号、救助工作車の取得についてを議題といたします。

議案第五号

救助工作車の取得について

次のとおり救助工作車を取得するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条の規定により準用される議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求めらる。

平成二十九年六月三十日提出

川越地区消防組合管理者 川合善明

川越北消防署長 岸 康 弘
川越中央消防署長 安 田 勇 次
川越西消防署長 吉 田 和 広
川島消防署長 吉 田 敏 行
総務課長 谷 島 忠 雄
予防課長 橋 本 丈 夫
警防課長 志 村 和 宏

△提案理由の説明（消防局長）
○小林 薫議長 提案理由の説明を願います。

(高野春雄消防局長登壇)

○高野春雄消防局長 ただいま上程となりました議案第五号、救助工作車の取得につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、川越西消防署名細分署に配備されております救助工作車は、平成十五年三月五日に購入し、十四年三カ月が経過しており、著しく老朽化しておりますことから、今回更新をお願いしようとするものでございます。

車種は日野、四サイクルディーゼルエンジンで、全長七千八百ミリメートル、全幅二千三百ミリメートル、全高三千二百ミリメートル、総排気量五千二百二十三cc、乗車定員は六人でございます。

主な装備といたしましては、二・九トンクレーン、五トン引きフロントウインチ、二百ワットの照明装置を二灯装備し、救助資機材を積載した車両でございます。

取得の方法でございますが、平成二十九年五月二十六日、五業者による指名競争入札を執行した結果、落札業者の東京日野自動車株式会社新狭山支店と消費税等を含め一億三千九百四十万四千円で契約しようとするものでございます。

取得概要、概略図及び入札結果につきましては、議案第五号参考資料に記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○小林 薫議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小林 薫議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

柿田有一議員。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 議案第五号、救助工作車の取得について、何点か御質疑を申し上げます。

今回、救助工作車を取得するに当たって指名競争入札という方法がとられていますが、行政がさまざまな目的をするに当たっては、入札という方法をとることがあるわけですが、今回指名競争入札ということで一定の条件をつけられております。無条件で一般競争入札をすれば競争力は最大限に働きますけれども、そういうことだけではなく、さまざまな行政の目的によって条件をつけるようなケースが今回のようにあるんだというふうに思います。

そこで、何点か伺いをしますが、まず、一点目として、今回指名競争入札とされた際に、この指名競争入札参加者の選考条件、この五社が指名をされた条件について、どういう考えで選考されたのか伺いをいたします。

二点目ですが、救助工作車だけではなくて消防自動車というのは、製作に技術を要するものだというふうに思います。今回の救助工作車も取得金額を見ると非常に高額なもので、高度な技術を要するものだというふうに思います。一方で、各メーカー、消防自動車をつくるメーカーは幾つか存在していますけれども、表面上、一番そのシェアが大きいとされるメーカーは、今回の契約の業者名、直接の名前からいうかがえなかったものですから、私もおやつと思つて拝見をさせていただきました。よくよく調べると、代理店となる事業者がそのメーカーのものを扱うといううな形になっているようにうかがえました。

いずれにしても、シェアがさまざまあったり、技術、能力にはそれぞれいろいろな差があると思います。物理的な製品ですので、そういった差が存在し、各社そういうところをアピールされている様子をホームページなどでも拝見をいたしますけれども、行政が今回のように取得をする消防車両において技術的な差によって各メーカーの性能の差が存在し得るものなのか、それぞれが今回のように応札をする製品について仕様ですとか、それから能力の差が物理的に存在するものなのかどうか、その点について伺いをしておきたいと思つています。

また、さらにお伺いをしますが、業者の選考に当たっては、取り扱いメーカーの技術や性能、そういったものを事前にいろいろお調べになつて考慮したりですとか、

中には消防自動車の展示会等もされていると思いますが、そういうようなことをいろいろなところに向いていって職員の方も見るとかなんかというふうに思いますけれども、今回のような業者選考に当たっては、そういうようなところが考慮されるものなのかどうか、この点についてお伺いをして私の質疑といたします。

(志村和宏警防課長登壇)

○志村和宏警防課長 御答弁申し上げます。

指名競争入札の選考条件についてでございますが、業者の選考につきましては、営業種目が自動車・部品・修理に登録され仕様の車両を納入することができる業者を対象に、組合管内から枠を広げ埼玉県内の業者で選考いたしました。

続きまして、消防車両において技術的な差による各メーカーの性能差についてでございますが、消防ポンプ自動車につきましては、動力消防ポンプ技術上の規格を定める省令により性能基準が定められておりますので、一般的に各メーカーによる性能の差はないと考えております。

なお、救助工作車につきましては、性能基準はございませんが、各メーカーによる性能の差は、消防ポンプ自動車と同様に、ないと考えております。

続きまして、業者選考に当たっては、取り扱いメーカーの技術、性能を考慮しているかについてでございますが、仕様書において当組合が求める性能を示すとともに、当該仕様をクリアでき、なおかつ高い技術力を有することを考慮した上、業者を選考しております。

以上でございます。

○小林 薫議長 他に御質疑ありませんか。

明ヶ戸亮太議員。

(明ヶ戸亮太議員登壇)

○明ヶ戸亮太議員 議長より発言の許可をいただきましたので、議案第五号の救助工作車の取得について、何点か御質疑を申し上げます。

本議案は、指名競争入札で一億三千九百四十万四千円にて救助工作車の取得を行うものであります。現在、本地区組合には三台の救助工作車が常備されており、今回の取得に当たり、そのうちの一台、名細地区の救助工作車の更新であると事前に確認をさせていただいております。

以上を踏まえ、数点確認をさせていただきます。

まず、一回目の一点目に、救助工作車の今回の更新理由についてお伺いいたします。

二点目に、今回更新をいたします救助工作車はどのような機能を備えており、どのような災害に出動するのでしょうか伺いたします。

三点目に、更新する救助工作車の過去五年間の出場件数及び他の二台の救助工作車の出場件数並びに三台の平均出場件数についてお伺いをいたします。

四点目に、更新する車両にこれまで整備上の不備等があったのかお伺いをいたします。

五点目に、今回更新をするということでございますので、それに伴い廃車する車両というものが出てくるかと思いますが、この廃車をいたします車両の取り扱いについてはどのようにお考えかお伺いいたしまして一回目といたします。

(志村和宏警防課長登壇)

○志村和宏警防課長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

救助工作車の更新の理由についてでございますが、今回更新をお願いする救助工作車は、平成十五年三月五日に購入し、十四年三カ月が経過しており、車両及び資機材が著しく老朽化しておりますことから救助活動に支障を来すおそれがあります。また、消防車両等の整備計画で救助工作車の更新基準は十五年と定められていることから更新をしようとするものでございます。

続きまして、救助工作車はどのような機能を備えて、どのような災害に出場するかでございますが、救助工作車は重量物を牽引するウインチ、つり上げるクレーン及び夜間活動するための照明装置を装備した車両に、交通事故で大破した車両から

救出するための大型油圧救助器具や水難救助資機材、化学防護服、放射線測定器などを搭載した車両でございます。

救助工作車の出場種別につきましては、火災のほか交通事故、水難事故、転落事故、有毒ガス漏えいによる特殊災害などの災害に出場いたします。

続きまして、更新する救助工作車の過去五年間の出場件数及びほか二台の救助工作車の出場件数並びに三台の平均出場件数についてでございますが、救助工作車の過去五年間の出場件数でございますが、更新をお願いする名細分署の救助工作車につきましては四百二十一件、川越中央消防署の救助工作車につきましては四百五十四件、川島消防署の救助工作車につきましては四百六十七件でございます。三台の救助工作車の五年間の平均出場件数につきましては三百七十七件でございます。

続きまして、更新する車両に整備上の不備はあるかについてでございますが、更新する車両につきましては、三カ月ごとに法定点検を受けており、現在のところ走行に関する整備上の不備についてはございません。

以上でございます。

(谷島忠雄総務課長登壇)

○谷島忠雄総務課長 所管する部分につきまして御答弁申し上げます。

廃車後の車両の取り扱いでございますが、消防車両につきましては、国からの通知に基づきまして解体を前提として売り払っており、車体の名称表示を確実に消去するとともに、赤色灯、サイレン及び無線機の撤去を行っております。なお、売却先につきましては、組合管内の事業者から複数選定し、見積価格の最も高い事業者へ一括して売却しております。

以上でございます。

(明ヶ戸亮太議員登壇)

○明ヶ戸亮太議員 それぞれ御答弁をいただきました。

取得に至る経緯について確認をさせていただきました。御答弁の中から数点気になる点がありましたので、詳細を引き続きお伺いさせていただきます。

今回更新をいたします救助工作車の過去五年間の出場件数についてお伺いをしましたところ、それぞれの部署ごとに大きな差異が生じていることがわかりました。名細分署は四百二十一件、中央消防署が四百五十四件に対して川島消防署は四十六件と約十分の一程度、これらの出場件数であることが確認されました。

出場件数にこれだけの開きがあれば、経年劣化等にも影響があるものと推察がされますが、車両の新規取得、こちらで言えば更新、これらにつきましては、出場件数にかかわらず十五年で更新されるものと御答弁をいただきました。また、更新の理由についてお伺いをしましたところ、十五年の更新基準を内々に定めており、そして今回の取得に至った旨をお伺いいたしました。その詳細について、もう少し確認をさせていただきたいと思えます。

今回三台の車両について出場件数をお伺いしましたが、この出場件数に偏りがありますが、どのようなことが理由としてこの偏りが生じているのか確認をさせていただきます。

二点目に、更新基準を十五年と定めておりますが、この十五年の根拠についてお伺いをいたします。

三点目に、更新する救助工作車の過去十五年間の大きな災害出場の事案について、どのようなものがあつたのか確認をさせていただきます。

(志村和宏警防課長登壇)

○志村和宏警防課長 御答弁申し上げます。

三台の救助工作車の出場件数の偏りについてでございますが、管轄区域の地域の特性により出場件数に偏りがあるものでございます。また、川島消防署の救助隊員が救助工作車と消防ポンプ自動車兼務運用していることから、川島町管内の火災については、消防隊として出場するため救助工作車の出場件数が少なくなっております。

続きまして、更新基準十五年の根拠についてでございますが、車両更新基準につきましては、通常の使用状況においての車両の損耗度、補修部品のメーカーの保証

期間等を参考にして定めております。

続きまして、更新する救助工作車の過去十五年間の大きな災害出場の事案についてでございますが、過去十五年間の災害出場に関して調べたところ、社会的影響のあつた大きな災害出場はございません。

以上でございます。

(明ヶ戸亮太議員登壇)

○明ヶ戸亮太議員 御答弁をいただきました。三回目の御質疑を申し上げます。

これまでの御答弁をまとめさせていただきますと、出動件数にかかわらず十五年で車両は更新をされる。その理由としては、車両の損耗度や、また部品メーカーの保証等が参考とされていると確認をさせていただきました。

先ほども少し申し上げさせていただきましたが、例えば、川島消防署のように出動回数が十分の程度であれば、損耗度というものは低くなることは想定されずし、また、部品メーカーの保証というものは十五年で統一がされているものではありません。パーツごとによつてその保証等というものはそれぞれ異なりますので、例えば、短いものであれば十年というものもあるかもしれませんが、長いものであれば十五年以上の保証というものも考えられます。対応はさまざま考えられるものではないでしょうか。

今回の救助工作車は人命に直結するため、慎重に慎重を重ね十五年という目安を設けるのは十分理解ができるものですが、全ての車両を一括りに扱うのではなく、安全面を確保しつつ車両の有効活用というのにもぜひ検討をしていただきたいと思ひます。消防署で扱う車両は非常に高額なものとなりますので、時期を見て更新基準についてはぜひ検討をお願いしたいと思ひます。

あわせて、今回の車両が取得された際には、該当分署で円滑な導入が行われますことをぜひお願いいたします。

最後に一点、確認をさせていただきます。

申し上げますとおり、さまざまな検討を重ねることによつて、継続して使用で

きる車両はまだあるかもしれませんが、そういうものに対して安全面を確保しながら活用することが可能ではないかということにつきまして一点確認をさせていただきます私の質疑とさせていただきます。

(比留間富雄次長登壇)

○比留間富雄次長 御答弁申し上げます。

いろいろと対処すれば継続して使用することが可能ではないかという点についてでございますが、購入から十五年が経過しても修理に要する部品の調達が可能かと思われませんが、修理に長期間を要する場合があります、そのような状況になりますと消防力の低下につながるようになります。

救助工作車は火災、救助等の災害に出場し、住民の生命、身体、財産を守る緊急車両でございます。常時、一定の性能を有することで迅速な災害対応が可能となることから、更新基準に基づき更新する必要があるというふうにご考慮しております。

以上でございます。

○小林 薫議長 他に御質疑ありませんか。御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よつて、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第八 議案第六号 消防ポンプ自動車の取得について

○小林 薫議長 日程第八、議案第六号、消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。

議案第六号

消防ポンプ自動車の取得について

次のとおり消防ポンプ自動車を取得するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条の規定により準用される議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求める。

平成二十九年六月三十日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○小林 薫議長 提案理由の説明を願います。

（高野春雄消防局長登壇）

○高野春雄消防局長 ただいま上程になりました議案第六号、消防ポンプ自動車の取得につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、川越中央消防署に配備されております消防ポンプ自動車は、平成十五年三月二十五日に購入し、十四年三カ月が経過しており、著しく老朽化しておりますことから、今回更新をお願いしようとするものでございます。

車種は日野、四サイクルディーゼルエンジンで、全長五千七百六十ミリメートル、全幅千九百二十ミリメートル、全高二千九百ミリメートル、総排気量四千九cc、乗車定員は五人でございます。

主な装備といたしましては、消防ポンプのほかに六百リットルの小型水槽、圧縮空気泡消火装置、動力付ホース延長用資機材及び吸管巻き取り装置を装備した車両でございます。

取得の方法でございますが、平成二十九年五月二十六日、五業者による指名競争入札を執行した結果、落札業者の埼玉消防機械株式会社西部営業所と消費税等を含め四千十四万三千六百円で契約しようとするものでございます。

取得概要、概略図及び入札結果につきましては、議案第六号参考資料に記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○小林 薫議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小林 薫議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△閉 会

○小林 薫議長 以上をもって川越地区消防組合議会第三回臨時会の議事全部を終わりました。よって、これをもって会議を閉じます。

午後一時三十七分 閉会

△会議の結果

日程第一 会期決定について

本日一日間と決定した。

日程第二 議席の指定及び一部変更について

日程第三 選任第二号 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員の選任について
議長指名及び変更のとおり決定した。

日程第四 議案提出書の公表について
議長の指名のとおり決定した。
議案提出書の公表について
議案提出書を公表した。

日程第五 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について
出席者の一覧を配布した。

日程第六 会議録署名議員について
議長指名のとおり決定した。

日程第七 議案第五号 救助工作車の取得について
原案可決

日程第八 議案第六号 消防ポンプ自動車の取得について
原案可決